西東京市子ども子育て審議会条例

平成13年 6 月29日 条例第193号

注 平成25年6月から沿革を付した。

改正 平成19年 6 月 25日条例第46号 平成25年 6 月 26日条例第25号 (設置)

第1条 西東京市における子ども及び子育ての支援(以下「子ども子育て」という。) に関する行政の適正かつ円滑な運営を図るため、西東京市子ども子育て審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
  - (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77 条第1項各号に規定する事項
  - (2) 児童福祉に関する事項
  - (3) 前2号に定めるもののほか、子ども子育てに関する事項

(組織)

- 第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員16人以内をもって 組織する。
  - (1) 子ども子育て又は医療に関する事業に従事する者 6人以内
  - (2) 学識経験を有する者 7人以内
  - (3) 保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)及びこれに準ずる者 3人以内
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、市長が委嘱する専門委員を置くことができる。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門委員の任期は、当該調査及び審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する ところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

- 第8条 審議会は、特定の事項を調査し、及び検討させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、委員及び専門委員の中から会長が審議会に諮って指名する者(以下「部会員」という。)をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長を置き、部会長は会長が指名する部会員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、第1項に定める調査及び検討の経過並び にその結果を審議会に報告する。
- 5 専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。この場合において、第6条第1項及び第3項並びに第7条中「会長」とあるのは「部会長」と、第6条第2項及び第3項並びに第7条中「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、子育て支援部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が 別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第46号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。